

239号)が、別添1のとおり7月23日に公布、同日より施行されることとなった。また、これに伴い、関係各省庁の共同通達が別添2のとおり9月9日付で各都道府県知事あてに発出され、整備対象施設の追加が正式に認められることとなった。また、通商産業省資源エネルギー庁公益事業部開発課長名の通達が別添3のとおり9月24日付で各通商産業局長あてに発出された。

関係都道府県警察においては、本制度の概要及び当該追加の内容を熟知の上、これを都道府県警察予算等に反映させることとされた。また、該当のない都道府県警察においては、執務の参考とされたい。

記

1 発電用施設周辺地域整備法施行令の改正による整備対象施設の追加
昭和60年度予算要求において整備対象の追加が認められたことに伴い、発電用施設周辺地域整備法施行令の改正が行われ、発電用施設周辺地域整備法施行令第5条に、整備対象施設として「道路交通の安全に関する施設」が加えられた。前回通知の際の案は、「交通安全に寄与する施設」であったが、これは単なる表現の変更であり、内容は、前回通知と同様、「道路標識、交通安全広報車その他これに準ずる施設」で、「その他これに準ずる施設」としては、当面、道路整備に付随する道路標示が予定されている。

2 整備計画の策定

法第4条に基づく整備計画は、発電用施設の着工予定の前年度に策定されることが多い。また、既に整備計画が承認されている場合であっても、発電所における号機の新設及び交付金に剩余がある場合等、事情によつては、整備計画の変更の承認を得て内容の変更又は追加を行うことがある。

整備計画の策定等の手続は、別添4の背面により行われる（なお、別添3参照）。

各都道府県の本制度担当部課は別添5（略）のとおりであるので、昭和60年度以降に整備計画の策定等を行う都道府県の都道府県警察においては、当該部課と協議の上、実際に当該施設の整備が行われることとなるよう努められたい。

なお、本制度の概要、警察法制度上の国庫支弁金及び補助金との関係並びに現在までの地点指定及び承認された整備計画の内容については、それぞれ別添6、7、8（略）を参照されたい。

発電用施設周辺地域整備法による整備対象施設に道路交通の安全に関する施設を追加することについて

昭和60年10月3日 警察庁丁交企発第163号、警察庁企第106号、警察庁企会第460号、警察庁企規第60号
警察庁交通局交通企画課長、警察庁長官官房企画課長、
警察長官官房企画課長、警察庁交通局交通規制課長
から警察庁総務部長、警視庁交通部長、各道府県警察本部長。（参考資料）本庁各局課長、各審議官、
警察大学校長、各管区警察局長あて

みだしのことについて、昭和60年度電源開発促進対策等別会計予算政府原案において、発電用施設周辺地域整備法による整備対象として「交通安全に寄与する施設」の追加が認められたことは既に連絡済みである（昭和60年1月22日付け警察庁企発第8号、警察庁企会発第27号、警察庁丁交企発第5号「発電用施設周辺地域整備法による整備対象施設に警察に関する施設を追加することについて（通知）」参照）が、これをうけて、この度、発電用施設周辺地域整備法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第